

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の廃止に関する措置等に関する法律案
概要

I 趣旨(第1条)

大深度地下をはじめ地下に大規模な施設・工作物を設置する行為 → 土地の陥没等により住民の生活等に大きな影響を生ずるおそれがあるとともに、土地の価値を減少させるおそれがある



地下使用に係る手続の適正化等を図るため、大深度地下使用法の廃止に関する措置等を定める

II 大深度地下使用法の廃止に関する措置(第2条)

- 1 大深度地下使用法は、廃止するものとし、政府は、この法律の施行後1年以内に、そのために必要な法制上の措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、1の措置を講ずるに当たっては、認可事業者による施設等未供用事業区域※の大深度地下使用法廃止後における使用に関し、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - ① 認可事業者が大深度地下使用法の廃止後においても施設等未供用事業区域を使用して当該認可に係る事業を施行しようとする場合には、当該認可事業者は、当該事業に係る土地の所有者等からその使用の権原を取得しなければならないものとする。
 - ② ①の場合において、認可事業者は、①の権原を取得するまでの間は、施設等未供用事業区域及びその周辺における安全の確保又は環境の保全のために必要な措置以外の措置をとることができないものとする。
- 3 2①②の措置が講じられたことにより生ずる損失については、適正に補償されるものとし、政府は、このために必要な措置を講ずるものとする。

※施設等未供用事業区域：大深度地下使用法上の事業区域のうち法廃止の際施設等が未供用である部分

III 地下の公共的使用の場合の補償金の額の算定方法の見直し(第3条)

政府は、IIの措置と併せて、地下を公共の利益となる事業の用に供する場合における補償金の額の算定方法について、当該事業による土地の価値の減少により生ずる損失についても適正に補償されることとなるよう、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

IV 大規模地下開発による災害の発生の防止等のための措置の強化等の検討(第4条)

政府は、大規模地下開発に関し、当該地域の住民等の生命及び財産の保護並びに生活環境の保全の観点から、次に掲げる事項について、検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

- ① 土地の陥没等による災害の発生の防止及び地域の生活環境の保全のための措置の強化
- ② 事前の詳細な地質調査等の実施及びその結果の公表並びに大規模地下開発の内容等についての住民等への説明の充実

施行期日：公布の日